

# 石川県公報

平成30年12月21日

第13167号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所の名称の変更の届出 (同)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	2	○県道の供用の開始 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	2	○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	3
○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の名称の変更の届出 (同)	2	<b>公 告</b>	
		○印刷物等への広告掲載に係る入札公告 (管財課)	3
		○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課)	8
		<b>選挙管理委員会</b>	
		○石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	10

## 告 示

### 石川県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
穴水アイン薬局	鳳珠郡穴水町字川島タ1-1	平成30年11月1日
宇出津アイン薬局	鳳珠郡能登町字宇出津タ字98-2	〃
松任アイン薬局	白山市平松町74-2	〃

### 石川県告示第525号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
穴水アイン薬局	鳳珠郡穴水町字川島タ1-1	平成30年11月1日
宇出津アイン薬局	鳳珠郡能登町字宇出津タ字98-2	〃
松任アイン薬局	白山市平松町74-2	〃

## 石川県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
穴水アイン薬局	鳳珠郡穴水町字川島タ1-1	平成30年10月31日
宇出津アイン薬局	鳳珠郡能登町字宇出津タ字98-2	〃
松任アイン薬局	白山市平松町74-2	〃

## 石川県告示第527号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
穴水アイン薬局	鳳珠郡穴水町字川島タ1-1	平成30年10月31日
宇出津アイン薬局	鳳珠郡能登町字宇出津タ字98-2	〃
松任アイン薬局	白山市平松町74-2	〃

## 石川県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術者の施術所の名称を変更した旨の届出があった。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	変更年月日
俵 大 輔	新 明日も笑顔「木のおうち」接骨院	河北郡津幡町字中橋イ55-2	平成30年12月1日
	旧 みんなで笑顔「木のおうち」接骨院		

## 石川県告示第529号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術者から、次のとおり施術者の施術所の名称を変更した旨の届出があった。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	変更年月日
俵 大 輔	新 明日も笑顔「木のおうち」接骨院	河北郡津幡町字中橋イ55-2	平成30年12月1日
	旧 みんなで笑顔「木のおうち」接骨院		

## 石川県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年12月21日から平成31年1月11日まで縦覧に供する。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)		
珠洲里線	輪島市町野町鈴屋ヌ1032番1地先から	旧	5.53～7.31	111.3	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	輪島市町野町鈴屋ヌ1036番1地先まで	新	6.28～23.63	111.3	

**石川県告示第531号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成30年12月21日から平成31年1月11日まで縦覧に供する。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
珠洲里線	輪島市町野町鈴屋ヌ1032番1地先から 輪島市町野町鈴屋ヌ1036番1地先まで	平成30年12月21日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

**石川県告示第532号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、平成30年12月21日から平成31年1月11日まで縦覧に供する。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占 用 を 制 限 す る 区 域	関係図面の縦覧場所
県 道	珠洲里線	輪島市町野町鈴屋ヌ1032番1地先から 輪島市町野町鈴屋ヌ1036番1地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

平成30年12月21日

**公 告**

印刷物等への広告掲載に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件名

石川県発行印刷物への広告掲載

## (2) 広告を掲載することができる印刷物

番号	印 刷 物 名
1	財政のあらまし
2	給与支給明細書
3	自動車税納税通知書封筒(平成32年度発送)
4	県勢便覧石川のガイド2019
5	ほっと石川
6	石川県立美術館平成32年度展覧会案内
7	石川県立美術館だより
8	石川れきはく
9	女性県政学習バス
10	こどもの救急
11	晴れたらいいね
12	いしかわ県民大学校平成32年度受講案内

## (3) 広告掲載期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 2 入札方法

番号1から12までを一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札及び開札の日時及び場所

## (1) 日時

平成31年2月4日(月)午後2時(入札後、即時開札する。)

## (2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 契約の条項を示す場所等

## (1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

## (2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

## 6 その他

## (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

## (3) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (4) その他

詳細は、入札案内書による。

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件名

石川県が管理するホームページへの広告掲載

## (2) 広告を掲載することができるホームページ

番号	ホームページ名
1	庶務事務支援システム
2	施設利用予約システム
3	石川県ホームページ
4	石川県立美術館ホームページ
5	石川県立歴史博物館ホームページ
6	石川四高記念文化交流館ホームページ
7	いしかわ統計指標ランド
8	石川県医療・薬局機能情報提供システム
9	石川ナースナビ
10	石川みち情報ネット
11	石川県教員総合研修センター・いしかわ師範塾ホームページ
12	石川県立図書館ホームページ
13	石川県スポーツ情報ネットワーク スポナビいしかわ

## (3) 広告掲載期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 2 入札方法

番号1から13までを一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札及び開札の日時及び場所

## (1) 日時

平成31年2月4日（月）午後2時15分（入札後、即時開札する。）

## (2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項  
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所  
石川県総務部管財課資産活用室  
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階  
電話番号 076-225-1266

## 6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他  
詳細は、入札案内書による。

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
石川県有施設への広告掲載
- (2) 広告を掲載することができる施設

番号	施設名	掲載箇所	グループ名
1	いしかわ動物園	屋外出口フェンス	県有施設A
		エントランス広場壁面	
2	石川県森林公園	イノシシ園通路壁面	

3	石川県立野球場	内野ラバーフェンス	県有施設 B
		外野ラバーフェンス	
4	石川県陸上競技場	ライトスタンド壁面	
		レフトスタンド壁面	
5	いしかわ総合スポーツセンター	メインアリーナ壁面	
		トレーニングルーム壁面	
6	県庁舎（行政庁舎）	2階 市町交流コーナー	
		2階 食堂前掲示板	
		19階 自動販売機横パーティション	
7	石川県立音楽堂	プロムナード壁面	
8	石川県ふれあい昆虫館	1階 休憩コーナー壁面	
9	石川県パスポートセンター	ガラス壁面	
		パンフレットスタンド	

## (3) 掲載期間

グループ名	日	時
県有施設 A	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで（3年間）	
県有施設 B	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（1年間）	

## 2 入札方法

番号1から5までの県有施設A、番号6から9までの県有施設Bに分け、それぞれ一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札及び開札を行う日時及び場所

グループ名	日	時	場	所	開	札	
県有施設 A	平成31年2月4日（月）	午後2時30分から入札	金沢市鞍月1丁目1番地	石川県庁行政庁舎	6階	603会議室	入札後、 即時開札

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 契約の条項を示す場所等

### (1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

### (2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

## 6 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

### (3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (4) その他

詳細は、入札案内書による。

## 石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項及び第8項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成29年12月22日公表。以下「石川県計画」という。)の全部を平成30年12月14日に変更したので、変更後の石川県計画を次のとおり公表する。

平成30年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成28年の生産量で6.0万トン(全国第22位)、生産額は200億円にのぼり、全国的には中位に位置している。

また、漁業就業者数は、約3千人であり、能登地方の多くの沿岸地域においては、水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合水域は、表層では暖流の対馬海流が流れ、底層では日本海固有水といわれる特異な海水が占めていること等から、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

全国的な資源水準の状況を見ると、低位が4から5割、高位が2割程度、残りが中位となっている。各資源の状況は年により変化しているが、低位にとどまっている資源や、悪化している資源も見られる。本県海域における資源についても低位又は減少傾向にある魚種があり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第1項の規定により定められた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(平成30年12月12日公表。以下「基本計画」という。)により決定された漁獲可能量の県の本県の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 さらに、広域資源を回復させるために必要な漁獲努力量の削減措置を主体とした資源回復計画の公表に伴い、対象となる海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲努力可能量のうち本

県の量について適切な管理措置を講ずることとする。

- 5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 6 並びに、漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は漁獲努力量の公表等実効措置を講ずるため、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。
- 7 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた限度量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- 8 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 9 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 10 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 11 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

## 第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- 1 第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。
  - (1) まあじ 平成30年1月から同年12月まで 若干
  - (2) まいわし 平成30年1月から同年12月まで 27,200トン
  - (3) まさば及びごまさば 平成30年7月から平成31年6月まで 若干
  - (4) するめいか 平成30年4月から平成31年3月まで 若干
  - (5) ずわいがに 平成30年7月から平成31年6月まで 348トン
- 2 第1種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。
  - (1) まあじ 平成31年1月から同年12月まで 若干
  - (2) まいわし 平成31年1月から同年12月まで 18,000トン
  - (3) まさば及びごまさば 平成31年7月から平成32年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
  - (4) するめいか 平成31年4月から平成32年3月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
  - (5) ずわいがに 平成31年7月から平成32年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定

## 第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成31年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりである。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

まいわし 中型まき網漁業 11,100トン

定置漁業及び小型定置漁業 若干

## 第4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 すけとうだら  
小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）及びはえなわ（すけとうだら）漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 2 まあじ  
中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統

数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 3 まいわし

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

### 4 まさば及びごまさば

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 5 するめいか

5トン未満の動力船による釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実態の把握に努めることとする。また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 6 ずわいがに

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

## 第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい

平成31年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

## 第6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる採捕の種類別に定める知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) 3,884隻日

## 第7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、石川県沖合海域のあかがれいの資源回復を図るために、「石川県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告体制の整備を進めることとする。

## 第8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第103号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成30年12月21日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

1,673人